

秋月グラント 募集要項

1 趣旨

「核兵器廃絶と世界恒久平和」の実現を目指す公益財団法人長崎平和推進協会の事業の一つとして、被爆体験の継承や平和意識高揚のための事業を実施する個人や団体を募集し、その事業に助成を行う

2 助成対象者

助成対象者は、次のいずれかに該当するものとする

- ①国内外で事業を実施する、長崎県内の個人または団体
- ②長崎県内で事業を実施する、長崎県外の個人または団体

3 助成対象事業

助成対象となる事業内容は、次のいずれかに該当するものとする

- ①被爆・戦争体験を後世に伝えるための活動企画
- ②国内外において、国際的な平和交流を目的とした新規の活動企画
- ③調査研究・資料収集・教育などの幅広い平和啓発のための新たな活動企画
- ④その他、被爆体験の継承や平和意識高揚のための活動企画

4 募集期間

令和6年4月1日（月）～5月31日（金）

5 助成金額

上限 20万円

※全体事業費の4分の3の範囲内とする

※助成対象経費及び対象外経費は、別途定める

6 申請方法

協会ホームページにある申請用紙をメールまたは郵送 →



7 審査・決定通知

長崎平和推進協会で審査の上、6月中に結果をメールまたは郵送

8 事業報告書

事業終了後、30日以内または令和7年3月10日（月）までに事業報告書（第3号様式）並びに収支決算書を提出すること



公益財団法人長崎平和推進協会
事務局 担当:田畑、佐藤
E-mail:info@peace-wing-n.or.jp

【助成対象として認められる経費】

給料・手当	事業実施のために雇用したスタッフ等の人工費
諸謝金	出演者への謝礼、ボランティアに対する謝礼等
旅費交通費	出演者の旅費及び宿泊費、事業の準備及び実施のために現地に赴く場合の旅費（原則実費とする）等
消耗品費	文具等の消耗品費、資材等の材料費、ガソリン等の燃料費等
印刷製本費	チラシ、パンフレット作製等の印刷製本費
通信運搬費	葉書、切手、小包等の通信運搬費
保険料	損害保険料
支払手数料	振込手数料等
委託費	看板製作・設置費、会場説明費等
賃借料	会場使用料、機材及び車両の借上げ料等
その他の経費	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費

【助成対象外経費】

資産の取得に要する経費

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた資産の取得に要する経費

助成対象者の事務所等を維持するための経費

家賃、光熱水費、修繕費等

助成対象者の経常的な活動に要する経費

加入団体の負担金等

助成対象者の構成員等による会合の飲食代

会議等の茶菓代、懇親会等

助成対象者の構成員等に対する人件費及び謝礼金等

手当、アルバイト賃金（事業実施のために雇用した者を除く。）等

その他

出演者等に対しての手土産代、商品券等の金券購入代金、賞金、領収書等により使途を明確に証明することができない経費、社会通念上適切でないと認められる経費等